

令和5年広審第30号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官上羽直樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年11月4日13時40分

大野瀬戸北部の亀瀬

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 2.5トン

登 録 長 8.29メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 132キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、操舵室前部右舷側に舵輪、舵輪前部にレーダー、ソナー及び魚群探知機兼用のGPSプロッター（以下「GPSプロッター」という。）、同右舷側に機関遠隔操縦装置、同後方に操縦席をそれぞれ備えた一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が船長としてほか2人が乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和4年11月4日06時15分広島市安芸区の係留地を発し、広島県大竹港南東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、07時30分漁場に到着し、移動しながら操業を行い、山口県岩国港東方沖合で機関の不調により回転数が低下したので、13時00分広島県厳島南西方沖合で機関を停止して漂泊し、船尾ハッチを開いて機関を点検したものの、原因が特定できず、広島県廿日市市所在のマリーナにある修理工場で点検することとした。

a受審人は、平素は宮島瀬戸を経由していたものの、大野瀬戸は波が穏やかで時間を短縮できると考え、同瀬戸を経由するつもりで、13時06分亀石灯標から195度（真方位、以下同じ。）5.3海里の地点を発進し、同マリーナに向かった。

ところで、大野瀬戸は、厳島西岸と本州沿岸との間にあり、その両岸にはかき養殖施設があるため可航幅は狭く、また、同瀬戸北部に左舷標識である亀石灯標が設けられ、その西方には暗岩が散在する亀瀬と呼ばれる浅礁が約200メートルにわたって拡張しており、Aに装備されたGPSプロッターを詳細表示にすることで亀瀬を表示することができた。

発進するに当たり、a受審人は、大野瀬戸を航行した経験がなく、亀瀬の存在を承知していなかったが、宮島瀬戸と同じように無難に航

行できるものと思い、GPSプロッターを詳細表示にして亀瀬の状況を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a 受審人は、GPSプロッターを魚群探知機として作動させ、操縦席に腰を掛けて操船に当たり、13時21分半僅か前亀石灯標から221度3.42海里の地点で、針路を040度に定め、機関を毎分回転数2,000にかけ、11.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

針路を定めたとき、a 受審人は、亀瀬に向首して接近する状況となつて続航し、13時40分亀石灯標から281度130メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、亀瀬に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の西風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好だった。

乗揚の結果、船底外板に破口を伴う擦過傷及びドライブユニットに折損を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、巖島南西方沖合を発進するに当たり、水路調査が不十分で、亀瀬に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、大野瀬戸に向けて巖島南西方沖合を発進する場合、亀瀬に向首進行することのないよう、GPSプロッターを詳細表示にして亀瀬の状況を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、宮島瀬戸と同じように無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、亀瀬に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か

月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年4月17日

広島地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾